

中学校設置基準・神奈川県私立中学校設置に関する取扱基準対照表

中学校設置基準（国基準）	神奈川県私立中学校設置に関する取扱基準
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 中学校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。</p> <p>2 この省令で定める設置基準は、中学校を設置するのに必要な最低の基準とする。</p> <p>3 中学校の設置者は、中学校の編制、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。</p> <p>（自己評価等）</p> <p>第2条 削除</p> <p>（情報の積極的な提供）</p> <p>第3条 削除</p> <p style="text-align: center;">第2章 編制</p> <p>（1学級の生徒数）</p> <p>第4条 1学級の生徒数は、法令に特別の定めがある場合を除き、40人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>（学級の編制）</p> <p>第5条 中学校の学級は、同学年の生徒で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の生徒を1学級に編制することができる。</p> <p>（教諭の数等）</p> <p>第6条 中学校に置く教諭の数は、1学級当たり1人以上とする。</p> <p>2 前項の教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、校長若しくは教頭が兼ね、又は助教諭若しくは講師をもってこれに代えることができる。</p> <p>3 中学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は他の学校の教員等と兼ねることができる。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 私立学校法（昭和24年法律第270号）第4条の規定に基づき神奈川県知事を所轄庁とする私立中学校（以下「中学校」という。）の設置については、中学校設置基準（平成14年文部科学省令第15号。以下「設置基準」という。）によるものとし、その取扱いについてはこの基準に定めるところによる。</p> <p>（名称）</p> <p>第2条 中学校の名称は、中学校の目的にふさわしいものであり、かつ、県内の他の学校の名称とまぎらわしいものであってはならない。</p> <p>（教職員）</p> <p>第3条 中学校には、校長、教頭、教諭、司書教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。ただし、特別の事情があるときは教頭又は事務職員を置かないことができる。</p> <p>2 中学校には、各学級ごとに専任の教諭1人以上を置くものとする。</p> <p>3 教諭の半数以上は、他の職を兼ねることができない。</p> <p>4 養護教諭については、第1項の規定にかかわらず、当分の間置かないことができる。</p> <p>5 司書教諭については、第1項の規定にかかわらず、法令で定める規模以下の中学校にあっては、当分の間置かないことができる。</p>

中学校設置基準（国基準）

神奈川県私立中学校設置に関する取扱基準

第3章 施設及び設備

（一般的基準）

第7条 中学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

（施設及び設備の自己所有等）

第4条 中学校の施設及び設備は、原則として、設置者の専用かつ自己所有とする。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、特別の事情があり、教育上支障がないことが確実と認められる場合には、校地、校舎について自己所有であることを要しない。

- (1) 借用部分が賃貸借契約の締結等により、20年以上の長期借用をできることが確実と認められる場合
- (2) 借用部分が国又は地方公共団体の所有で、長期借用が困難である場合であって、短期借用しなければならない相当の理由があると認められる場合

2 前項各号に該当する場合において、借用後の各年度における賃借料と他の借入金に係る償還額（元利合計）の合計が当該学校（設置の認可にあつては、修業年限相当年数経過後）の年間事業活動収入の5分の1以内であること。

3 中学校の教育研究上の目的を達成するうえで、やむを得ない理由があり、長期借用が困難な特別の事情がある場合は、短期借用とすることができる。

4 中学校の施設及び設備は、原則として、担保に供されたものであってはならない。ただし、次の各号の全てを充たし、教育上及び学校運営上支障がないことが確実と認められる場合には、この限りでない。

- (1) 中学校の施設、設備の取得及び建設のための負債に係る担保であること。
- (2) 日本私立学校振興・共済事業団及び確実な金融機関等が行う貸付による担保であること。
- (3) 前号の担保に関する適正な償還計画があり、当該担保が設置者の資産状況等からみて施設及び設備を長期にわたり使用するうえで支障がないと認められること。

（校舎及び運動場の面積等）

第8条 校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別な事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

（校舎及び運動場の面積等）

第5条 中学校の校舎床面積及び運動場面積は、設置基準第8条第1項別表に定める校舎及び運動場の面積以上とする。

別表（第8条関係）

イ 校舎の面積

生徒数	面積（平方メートル）
1人以上40人以下	600
41人以上480人以下	$600 + 6 \times (\text{生徒数} - 40)$
481人以上	$3240 + 4 \times (\text{生徒数} - 480)$

ロ 運動場の面積

生徒数	面積（平方メートル）
1人以上240人以下	3600
241人以上720人以下	$3600 + 10 \times (\text{生徒数} - 240)$
721人以上	8400

中学校設置基準（国基準）	神奈川県私立中学校設置に関する取扱基準
<p>2 校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができる。</p> <p>（校舎に備えるべき施設）</p> <p>第9条 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。</p> <p>(1) 教室（普通教室、特別教室等とする。）</p> <p>(2) 図書室、保健室</p> <p>(3) 職員室</p> <p>2 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、特別支援学級のための教室を備えるものとする。</p> <p>（その他の施設）</p> <p>第10条 中学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>（校具及び教具）</p> <p>第11条 中学校には、学級数及び生徒数に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。</p> <p>2 前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。</p> <p>（他の学校等の施設及び設備の使用）</p> <p>第12条 中学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。</p>	<p>2 校舎、主たる運動場及び体育館は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、特別の事情があり、主たる運動場を補完する従たる運動場が校舎から通常交通機関をもって片道1時間以内の地域に所在する場合は、運動場面積に算入することができる。</p> <p>3 運動場面積に算入できる従たる運動場については、10年以上常時専用することができる権利を有している場合には設置者の自己所有であることを要しない。</p> <p>（校舎に備えるべき施設）</p> <p>第6条 校舎には、次に掲げる施設を備えるものとする。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育上支障がない場合は、第1号及び第2号の施設を除き、一つの施設をもって他の施設に兼用することができる。</p> <p>(1) 学級数に相当する普通教室</p> <p>(2) 保健室</p> <p>(3) 理科教室、音楽教室、美術教室、技術・家庭科教室</p> <p>(4) 図書室</p> <p>(5) 校長室、会議室、教員室、事務室</p> <p>（他の学校等の施設の使用）</p> <p>第7条 前条の施設及び運動場を除き、その他の施設については、やむを得ない特別の事情があり、教育上及び安全上支障がない場合は他の学校等の施設を使用することができる。</p> <p>2 中学校は、同一の設置者が併設する学校がある場合は、前条第1号の施設を除き、併設する学校の施設及び設備を使用することができる。ただし、幼稚園の園舎及び運動場は、使用することができない。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、同一の設置者が小学校、中学校及び高等学校を併設する場合において、中学校が、併設する学校の校舎を使用することができるのは、併設する小学校又は高等学校のいずれか一方とする。</p> <p>4 第2項による使用面積のうち中学校の施設面積に算入できるものは、共用する各学校の収容定員により按分して算定する。</p> <p>（給水施設等）</p> <p>第8条 中学校には、学校の規模に応じて、保健衛生上必要な給水施設を備え、その水質は衛生上無害であることが証明されたものでなければならない。</p> <p>2 中学校には、学校の規模に応じて、防火及び消火に必要な設備を備えなければならない。</p>

中学校設置基準（国基準）	神奈川県私立中学校設置に関する取扱基準
<p>附 則 （施行期日等）</p> <p>1 この省令は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第2章及び第3章の規定、附則第3項の規定（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第51条及び第65条の3の改正規定を除く。）並びに別表の規定は、平成15年4月1日から施行する。</p>	<p>（資金）</p> <p>第9条 中学校の設置に係る資金については、原則として、全額を学校を設置しようとする者の自己資金によるものとする。ただし、第1号から第4号の全てを充たし、学校運営上支障がない場合はこの限りでない。</p> <p>(1) 学校の施設、設備の取得及び建設のための資金に係る負債額は、その資金の4分の1以内であること。</p> <p>(2) 日本私立学校振興・共済事業団及び確実な金融機関等が行う貸付による負債であること。</p> <p>(3) 適正な償還計画があり、学校設置後の各年度の償還額（元利合計）が修業年限相当年数経過後の当該学校に係る年間事業活動収入の5分の1以内であること。</p> <p>(4) 学校を設置しようとする者の総負債額が総資産額の3分の1以内であること。</p> <p>2 中学校の設置者は、第4条第1項ただし書きの場合であって、校地又は校舎どちらか一方を自己所有としない場合には、設置認可の申請時において、原則として当該借用とする校地又は校舎の開設年度を含め3年間の賃借料に相当する額を保有していなければならない。</p> <p>3 中学校の設置者は、第4条第1項ただし書きの場合であって、校地及び校舎をともに自己所有としない場合には、設置認可の申請時において、原則として当該設置しようとする学校の開設年度を含め3年間の経常経費に相当する額の運用資金を保有していなければならない。</p> <p>（設置計画書の提出等）</p> <p>第10条 中学校を設置しようとする者は、学校設置認可申請書を提出する前に、別に定める学校設置計画書を知事に提出し、その承認を得るものとする。</p> <p>2 知事は、設置計画書を承認しようとする場合は、あらかじめ私立学校審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>（広報活動）</p> <p>第11条 広報活動における学校名、学科名等の表示は、計画承認又は認可された名称を使用しなければならない。また、教育内容、卒業後の各種資格の取得等に関して誤認のおそれのある表示を行ってはならない。</p> <p>2 広報活動は、次の各号に掲げるところに従い、学校設置計画承認後に行うことができる。</p> <p>(1) 新聞、雑誌、ポスター、チラシ、ダイレクトメール、ホームページ等の各種広報媒体による広報を実施する場合は「開校予定年月」及び「認可手続中」の旨の文言を十分に認識できるよう表示すること。</p> <p>(2) 学校説明会、学校訪問等を実施する場合は「開校予定年月」及び「認可手続中」の旨、相手方へ正確に説明すること。</p> <p>附 則</p> <p>1 この取扱基準は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>2 平成15年3月31日以前に設置した中学校の校舎床面積及び運動場面積については、当分の間別表のとおりとする。ただし、当該中学校の校舎床面積及び運動場面積が第5条に定める基準を超える場合は第5条に定める基準によることができる。</p>

中学校設置基準（国基準）	神奈川県私立中学校設置に関する取扱基準									
<p>2 第2章及び第3章の規定並びに別表の規定の施行の際現に存する中学校の編制並びに施設及び設備については、当分の間、なお従前の例によることができる。</p> <p>（学校教育法施行規則の一部改正）</p> <p>3 <省略></p>	<p>3 平成15年3月31日以前に設置した中学校についても、その校舎床面積及び運動場面積が第5条に定める基準に足りない場合は、これを充足するよう努めなければならない。</p> <p>4 中学校の収容定員の増員に係る学則変更認可については、原則として、同一の設置者による既設の併設高等学校の収容定員を限度として認めるものとする。</p> <p>5 前項の場合における中学校の校舎床面積及び運動場面積については第5条によるものとする。ただし、平成15年3月31日以前に設置した中学校については、附則第2項によることができる。</p> <p>6 平成15年3月31日以前に同一の設置者によって設置された併設関係にある中学校及び高等学校において、現状の教育環境を下げずに併設高等学校の収容定員を減員し、これと同数以下の範囲で中学校の収容定員を増員する場合は、当分の間、中学校の校舎床面積及び運動場面積についてはその基準を充足しているものとみなす。</p> <p>7 神奈川県私立中学校設置基準（平成14年4月1日施行）は、平成15年3月31日をもって廃止する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この基準は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この基準は、平成20年2月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この取扱基準は、平成20年6月1日から施行する。</p> <p>2 この取扱基準は、学校の設置と併せて学校法人を新設する場合も適用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この取扱基準は、平成21年6月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この取扱基準は、平成27年8月24日から施行する。</p> <p>別表（附則[平成15年4月1日施行]第2項関係） 生徒1人当たりの基準面積</p> <table border="1" data-bbox="833 1503 1442 2013"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成2年7月31日以前に設置又は学校設置計画申請した中学校</th> <th>平成2年8月1日以後に学校設置計画申請した中学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>校舎床面積</td> <td>3.3平方メートル以上。ただし、総面積は660平方メートルを下らないこと。</td> <td>10平方メートル以上。</td> </tr> <tr> <td>運動場</td> <td>9.9平方メートル以上。ただし、総面積は1,650平方メートルを下らないこと。</td> <td>12平方メートル以上。ただし、総面積は6,000平方メートルを下らないこと。</td> </tr> </tbody> </table>		平成2年7月31日以前に設置又は学校設置計画申請した中学校	平成2年8月1日以後に学校設置計画申請した中学校	校舎床面積	3.3平方メートル以上。ただし、総面積は660平方メートルを下らないこと。	10平方メートル以上。	運動場	9.9平方メートル以上。ただし、総面積は1,650平方メートルを下らないこと。	12平方メートル以上。ただし、総面積は6,000平方メートルを下らないこと。
	平成2年7月31日以前に設置又は学校設置計画申請した中学校	平成2年8月1日以後に学校設置計画申請した中学校								
校舎床面積	3.3平方メートル以上。ただし、総面積は660平方メートルを下らないこと。	10平方メートル以上。								
運動場	9.9平方メートル以上。ただし、総面積は1,650平方メートルを下らないこと。	12平方メートル以上。ただし、総面積は6,000平方メートルを下らないこと。								